

資料1 西東京市地域自立支援協議会設置要綱

第1 設置

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号の規定により実施する地域生活支援事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすことを目的として、西東京市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保及び困難事例等への対応に関すること。
- (2) 障害者福祉の計画に関すること。
- (3) その他障害福祉施策に関して市長が必要と認めること。

第3 組織

協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保健及び医療関係者 3人以内
- (3) 障害者施設関係者 5人以内

第4 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 構成

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第7 作業部会

協議会は、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

第8 関係者の出席

会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

第9 庶務

協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

資料2 西東京市地域自立支援協議会等委員名簿

西東京市地域自立支援協議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
1 学識経験者	奥野 英子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	高橋 幸三郎	東京家政学院大学人文学部准教授	
3 保健及び医療関係者	山田 雄飛	山田病院 理事長・院長	
	4 松島 郁子	東京都多摩小平保健所 副参事（地域保健推進担当）	20年5月～
	5 近藤 久美子	緑成会病院 医療ソーシャルワーカー	
6 障害者施設関係者	駒村 健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
	7 山本 恵子	第二さくらの園施設長（知的障害者施設）	
	8 白倉 悦子	たなし工房指導員（精神障害者施設）	
	9 福田 陽子	西東京市保谷障害者福祉センター非常勤職員（作業療法士）	
	10 相川 景子	ハンディキャップサポーターの会 副理事長	

は会長、 は副会長

障害者基本計画策定作業部会委員

区分	氏名	所属等	備考
1 学識経験者	奥野 英子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	2 高橋 幸三郎	東京家政学院大学人文学部准教授	
3 保健及び医療関係者	山田 雄飛	山田病院 理事長・院長	
	4 松島 郁子	東京都多摩小平保健所 副参事（地域保健推進担当）	20年5月～
5 障害者施設関係者	駒村 健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
6 協力委員	齋藤 睦	西東京市社会福祉協議会 総務課長	
	7 丸木 敦	西東京市社会福祉協議会 地域福祉課長	
	8 早矢仕 のり	西東京市民生児童委員連絡協議会 障がい福祉部会・部長	
	9 高橋 香代子	西東京市民生児童委員連絡協議会 障がい福祉部会・副部長	

は部会長

第2期障害福祉計画策定作業部会委員

区分	氏名	所属等	備考
1 保健及び医療関係者	近藤 久美子	緑成会病院 医療ソーシャルワーカー	
2 障害者施設関係者	山本 恵子	第二さくらの園施設長（知的障害者施設）	
	3 白倉 悦子	たなし工房指導員（精神障害者施設）	
	4 福田 陽子	西東京市保谷障害者福祉センター非常勤職員（作業療法士）	
	5 相川 景子	ハンディキャップサポーターの会 副理事長	
	6 速水 和子	おかし工房マープル	
7 協力委員	田中 みよ子	第二さくらの園	
	8 駒村 健二	どろんこ作業所所長（身体障害者施設）	
	9 國井 良彦	支援センター・ハーモニー	

は部会長

資料3 計画策定の経過

日付	内容
平成20年 5月21日	第1回西東京市地域自立支援協議会 (1) 本年度の地域自立支援協議会の進め方等について (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定方法等について
7月10日	第2回西東京市地域自立支援協議会 (1) 困難事例について (2) アンケート調査項目について (3) ヒアリング項目について (4) 相談支援体制について
7月22日	第1回障害福祉計画策定作業部会 (1) 会議の進め方について (2) 計画策定の視点について (3) 検討事項の確認について (4) 計画策定に伴うヒアリング項目の確認について
7月24日	第1回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の進め方について (2) 協力委員の参加方法について (3) 計画策定の視点について (4) ヒアリング項目の確認について
7月～8月	障害者団体等ヒアリングの実施（市内で活動する7団体）
8月～9月	アンケート調査の実施 （身体障害者2,300人、知的障害者400人、精神障害者300人）
8月5日	第2回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点について (2) 計画策定の方向性について
8月8日	第2回西東京市障害福祉計画策定作業部会 (1) 施設の新体系への移行体制づくりについて
8月18日	第3回障害福祉計画策定作業部会 (1) 施設の新体系への移行体制づくりについて
8月21日	第3回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の方向性について
9月4日	第4回障害福祉計画策定作業部会 (1) 計画の基本的な視点について (2) 地域生活支援事業について
9月25日	第3回西東京市地域自立支援協議会 (1) 計画策定についての経過報告 (2) 相談支援体制について
8月21日	第4回障害者基本計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点の文章化について
10月30日	第5回障害福祉計画策定作業部会 (1) 計画策定の視点の文章化について (2) 新体系への移行に対する支援の方向性（案）について
11月20日	第5回障害者基本計画策定作業部会 (1) 西東京市障害者基本計画（素案）について

日 付	内 容
11月25日	第4回西東京市地域自立支援協議会 (1) 障害者基本計画・第2期障害福祉計画について (2) 行政評価対象事業について (3) 相談支援体制について
12月3日	第6回障害福祉計画策定作業部会
12月5日	第5回西東京市地域自立支援協議会
12月15日 ~	パブリックコメントの実施
平成21年	

資料4 用語の説明

あ行

A L S (筋萎縮性側索硬化症)

Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粋に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

N P O

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

か行

ケアマネジメント

援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

さ行

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

な行

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(あたりまえ)であるという考え方。